



ようこそ!



欧州連合における人工知能と著作権

アクセル・オルデコプ博士
日欧産業協力センター（東京）
2017年9月28日

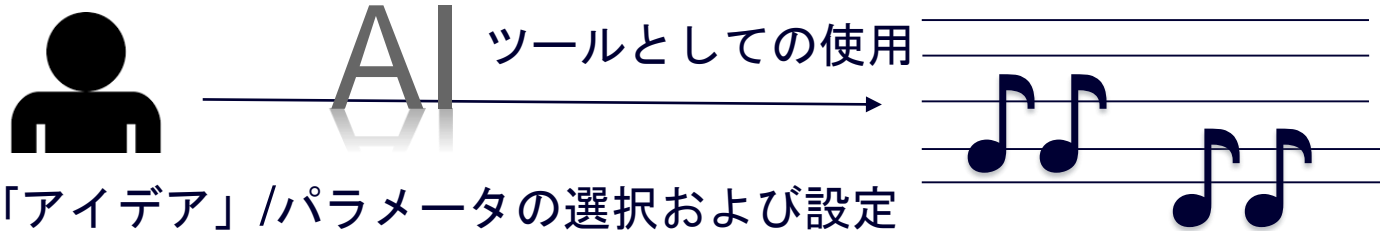
I. はじめに

人工知能（AI）の定義

- **2017年2月16日付 欧州議会決議**
「ロボティクスに係わる民事法的規則」に関する欧州委員会への提言採択
- AIまたは「スマート・ロボット」の特徴
 - センサーを通じ、および/またはそのおかれた環境との間におけるデータの交換（相互接続性）ならびにそのデータの分析により、**自律性を取得する能力**
 - 経験および相互作用による**学習能力**
 - 物理的にサポートされたロボットの形状
 - その動作および行動の**環境への適応能力**
 - （生物学的な意味における生命の欠如）

創作活動におけるA I の利用

- コンピューター・アシスト（支援）創作物（CA創作物）



- A I による創作物（AI創作物）



II. AI創作物の著作権に関する問題点

EU著作権法における現在の見解

- 「著作物」の統一された定義

コンピュータ・プログラムの法的保護に関する2009年4月23日の理事会指令(2009/24/EEC)第1条3項：

コンピュータ・プログラムは、**著作者自身の知的創作物であるという**意味において**独創的なものであるとき**、保護されるものとする。保護の適性の決定についてはその他のいかなる基準も適用されない。

- AIおよび知的財産権に関する欧州議会：

「**ロボット工学に適用される特定の法規定はないが、現在の法体制や原則を適用することは易しい。**一方で、いくつかの局面においては特別な考慮が必要であると思われる。」

ドイツ著作権法における現在の見解

- 「人間の著作者」という要件:
- ドイツ著作権法第11条 –

著作権とは、著作者を、著作物との知的かつ人間的な関係において及び著作物の使用に関し保護するものである。また、著作物の使用に対し、相当の報酬を保証するものである。

- ドイツ著作権法第2条（2） –

著作者自身の知的創作物のみが本法律における著作物である。

現行ドイツ法における著作物とは

- **コンピュータを使用した創作物**
 - AIは人間の著作者によって「ツール」として使用される。
 - ⇒ 人間の創作的な寄与あり
(ツール作成への寄与では不十分)
 - ⇒ 個性あり
 - ⇒ 著作権により保護される

- **コンピュータにより生成された創作物**
 - AIによる自律的な創作
 - ⇒ 人間の寄与なし
 - ⇒ 個性なし
 - ⇒ 著作権による保護なし

英国法におけるコンピュータ生成物

- **1988年英国著作権、意匠及び特許法（CDPA）第1条（1）**
 - (1)著作権とは、「第1部著作権」の規定に従い、以下の著作物に存在する財産権である。
 - (a)創作性のある文芸、演劇、音楽、又は美術の著作物 [...].
- 「創作性」「十分な労力、技能及び判断」が投入されたとき。
- **CDPA第9条（3）：**
 - (3)コンピュータによって生成される文芸、演劇、音楽、又は美術の著作物の著作者は、その著作物の創作に必要な手筈を整える者であるとみなされる。
- **CDPA第178条：**
 - 「コンピュータ生成」とは、著作物の人間の著作者が存在しない状況において、著作物がコンピュータにより生成されることをいう。

将来における A I 創作物の著作権保護



A I 創作物はパブリックドメインとするべきか？

- 賛成意見：
 - 人間の独自性は失われない
 - 人間以外による創作物を自由に利用できる
- 反対意見：
 - インセンティブがない
 - 見返りがない
 - 人間の創作物が「無料の」A I 創作物に置き換えられる
 - フェアディーリングの対象となる著作物の減少 例えば・・・
 - 私的学習または研究
 - 批評または評論
 - カリカチュア、パロディ等
 - 科学および技術論文の摘要
 - 教育利用

A I 創作物への権利付与 – 誰に？

- **コンピュータ・プログラムの著作者**
 - **コンピュータ・プログラムの法的保護に関する2009年4月23日の理事会指令(2009/24/EEC)第2条**

(1) コンピュータ・プログラムの著作者は、プログラムを創作した自然人もしくは複数の自然人、または、加盟国の法律により認められている場合、当該法律により権利者と指定される法人であるものとする。
 - **理事会指令2009/24/EEC第1条(2) :**

(2) 当指令にかかる保護は、いかなる形態のコンピュータ・プログラムの表現にも適用されるものとする。
 - **ソフトウェアの拡張「表現」にA I 創作物が含まれる(2010年12月22日の欧州司法裁判所(ECJ)の判決 – C-393/09 – BSA/Ministerstvo kulturyに反する)。**

A I 創作物への権利付与 – 誰に？

- コンピュータ・プログラムの所有者／ユーザ／オペレータ

- **理事会指令91/250/EEC第3条 – 保護の受益者**

保護は、言語の著作物に適用される国内の著作権法において対象となり得るすべての自然人または法人に与えられるものとする。

- **英国著作権・意匠・特許法(CDPA)第9条(3)：**

著作者は、著作物の創作に必要な手筈を整える者であるとみなされる。

人工人(Artificial Person)が必要か？

- 2017年2月16日の欧州議会決議
「ロボット工学に関する民法規則」

ロボットの自律性は、最終的に、それ自体の固有の特徴および意義によって、**現行の法的カテゴリからみたその性質**に関する、または**新しいカテゴリを設けるべきか**に関する問題を提起する。

我々はそもそも著作権を必要としているのか

- **付随的権利**
 - 実演家
 - 音楽制作者、レーベル
 - 映画制作者
- **A I のユーザ／オペレータのための新しい付随的権利 [CDPA第9条(3) に類似]**
 - **利用権のみ**
 - 複製する権利
 - 配布する権利
 - 表示する権利
 - 公に上映する権利
 - **期間** = たとえば、A I 創作物の創作後70年(公表後50年)
 - **譲渡可能性**

再び... : 英国著作権・意匠・特許法

■ 第79条 権利の例外

- (1) 第77条(著作者又は監督として確認される権利)により付与される権利は、以下に定める例外に従う。
- (2) この権利は、次の種類の著作物に関しては適用されない。
 - (a) コンピュータ・プログラム
 - (b) タイプフェイスの意匠
 - (c) コンピュータ生成著作物のいずれも

■ 第81条 権利の例外

- (1) 第80条(著作物を傷つける取扱いに反対する権利)により付与される権利は、以下に定める例外に従う。
- (2) この権利は、コンピュータ・プログラム又はいずれのコンピュータ生成著作物にも適用されない。

ご静聴ありがとうございました！

ご質問がありましたらご連絡下さい

Preu Bohlig & Partner – Munich office



Dr. Axel Oldekop

eMail: axo@preubohlig.de

Leopoldstraße 11a
Tel: +49 89 383870-0
Fax: +49 89 383870-22
D-80802 München

www.preubohlig.de